



『保線部門におけるメンテナンス体制の最適化について』提案受ける!

提案内容

1. 実施事項

(1) 線路設備モニタリングによる新たなメンテナンス手法の導入

- ① 検査体系の見直し
徒歩等による線路総合巡視の周期延伸及び材料検査との組合せ実施。
- ② 引継検査の業務見直し
工事施工後の軌道の仕上り状態検査（引継）における現場での確認業務の一部省略。
- ③ 保線技術センター業務の効率化
線路設備モニタリングによる効率的なメンテナンス実施による業務の見直し。

(2) 烏山線の保守業務の見直し

- ① 保守業務の移管拡大
徒歩等による線路総合巡視及び当社で実施してきた検査等保守業務のパートナー会社への移管。
- ② 認定制度の導入
パートナー会社従事者に対する認定線路技術者制度の創設。
- ③ 組織等の見直し
移管拡大による重複業務の解消。

(3) 保線部門の技術支援体制の再整理

- ・これまで進めてきた人材育成の強化に加え、専門的な技術支援を可能とする体制を整備する。これに伴い、代表保線技術センターの技術教育科の役割を見直す。

2. 実施日

烏山線の保守業務の見直しと、保線部門の技術支援体制の再整理については、平成30年7月1日とする。
線路設備モニタリングについては、線路設備モニタリング装置の車両への搭載後順次実施していく。

※線路設備モニタリングについては、モニタリング搭載後『必要なデータ取得や精度の課題が図られ、巡視として実施出来る』となり、実施する日から関係個所の要員効果とする考えであるということを提案時に確認しています。

徒歩による巡視周期がいきなり3ヵ月に1回となるのは現場も不安視しています。本部・本社の議論経過も踏まえながら、『現場感』を具現化して、地本は支社と団体交渉を行い、真摯に向き合って議論していきます!!

安全第一を基軸に現場の本音から施策に向き合おう!!